次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称	政治団体の名称
［略］	［同上］
田中直紀後援会	田中直紀後援会
［略］	［同上］
代表者の氏名	代表者の氏名
小林　光一	小林　光一
解散年月日	解散年月日
二八、一二、三一	二八、一二、二七
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○**法務省告示第四百九十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
株式会社富士屋	［同上］
新潟県新潟市西蒲区岩室温泉六百九十三番地	［同上］
ホテル業務	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○**法務省告示第四百九十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
両毛食品株式会社	［同上］
栃木県栃木市樋ノ口町九十六番地八	［同上］
惣菜製造業	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	